

成人病給付特約(09) 目次

(平成26年4月改定)

この特約の主な内容

1 総 則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
第2条 特約の保険期間および保険料払込期間

2 給付金の支払

- 第3条 給付金の支払
第4条 給付金の支払限度
第5条 特約保険料の払込免除
第6条 給付金の請求手続、支払の時期および場所

3 告知義務および特約の解除

- 第7条 告知義務
第8条 告知義務違反による解除
第9条 重大事由による解除

4 保険料の払込

- 第10条 特約保険料の払込
第11条 払込期月中または猶予期間中に保険事故が発生した場合
第12条 特約の失効・消滅
第13条 特約の復活

5 特約の更新

- 第14条 特約の更新

6 社員配当金

- 第15条 社員配当金

7 特約の解約および払戻金

- 第16条 特約の解約
第17条 特約の払戻金

8 特約の内容の変更・その他

- 第18条 成人病入院給付金日額の減額
第19条 法令の改正等に伴う成人病手術給付金等の支払事由の変更
第20条 主契約が終身医療保険契約に変更された場合
第21条 契約内容の登録
第22条 管轄裁判所
第23条 主約款の規定の準用

9 特 則

- 第24条 特別条件特則
第25条 特約の中途付加に関する特則

- 別表1 対象となる成人病
別表2 病院または診療所
別表3 入院
別表4 手術
別表5 放射線治療
別表6 公的医療保険制度
別表7 先進医療
別表8 請求書類
別表9 特定部位表

成人病給付特約(09)

成人病給付特約(09)

(この特約の主な内容)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とします。

- 成人病入院給付金
被保険者が成人病により入院したときに支払います。
- 成人病手術給付金
被保険者が成人病により所定の手術を受けたときに支払います。
- 成人病放射線治療給付金
被保険者が成人病により所定の放射線治療を受けたときに支払います。

1 総 則

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期は主契約の責任開始期と同一とします。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2 給付金の支払

(給付金の支払)

第3条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

| 名称 | 支払事由 (給付金を支払う場合) | 支払額 | 受取人 |
|--------------------------------|---|---|--------------------|
| (1) 成人病 入院 給付金 | 被保険者が、この特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき。 ア. この特約の責任開始 (復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。以下同じ。) 期以後に発病した別表1に定める成人病 (以下「成人病」といいます。) を直接の原因とする入院 イ. 成人病の治療を直接の目的とする入院【備考1参照】 ウ. 別表2に定める病院または診療所における別表3に定める入院 エ. 入院日数が1日【備考2参照】以上の入院 | 1回の入院につき、 (成人病入院給付金日額) × (入院日数) | 主契約の 給付金受 取人 |
| (2) 成人病 手術 給付金 | 被保険者が、この特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表4-1. に定める手術を受けたとき。 ア. この特約の責任開始期以後に発病した成人病を直接の原因とする手術 イ. 成人病の治療を直接の目的とする手術【備考3参照】 ウ. 別表2に定める病院または診療所において受けた手術 | 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術のとき。 手術1回につき、 (成人病入院給付金日額) × 20 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由に該当する入院中以外に受けた手術のとき。 手術1回につき、 (成人病入院給付金日額) × 5 | |
| (3) 成人病 放射線 治療 給付金 | 被保険者が、この特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表5に定める放射線治療を受けたとき。 ア. この特約の責任開始期以後に発病した成人病を直接の原因とする放射線治療 イ. 成人病の治療を直接の目的とする放射線治療 ウ. 別表2に定める病院または診療所において受けた放射線治療 エ. すでに成人病放射線治療給付金の支払事由に該当している場合には、成人病放射線治療給付金が支払われることとなった放射線治療を最後に受けた日から起算して60日経過後に受けた放射線治療 | 放射線治療1回につき、 (成人病入院給付金日額) × 10 | |

- 2 被保険者が、異なる成人病を直接の原因として、成人病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、そのつど前項第1号の規定により成人病入院給付金を支払います。
- 3 被保険者が、第1項第1号に規定する入院を開始したときに異なる成人病を併発していた場合、またはその入院中に異なる成人病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなします。
- 4 被保険者が、同一の成人病【備考4参照】により成人病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらを1回の入院とみなして本条および第4条 (給付金の支払限度) の規定を適用します。ただし、成人病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。
- 5 被保険者の入院中に成人病入院給付金日額の減額があった場合、第1項に規定する給付金の支払額は、各日現在の成人病入院給付金日額にもとづいて計算します。
- 6 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合、その満了時を含む継続入院は、この特約の有効中の入院とみなして取り扱います。
- 7 成人病手術給付金の支払については、次のとおり取り扱います。

- (1) 被保険者が、成人病手術給付金の支払事由に該当する2以上の手術を同日に受けたときは、成人病手術給付金の支払額がもっとも高いいずれか1つの手術についてのみ成人病手術給付金を支払います。
 - (2) 被保険者が、成人病手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が別表4-2. に定める一連の手術に該当するときは、それらの手術のうち、成人病手術給付金の支払額がもっとも高い手術が1回のみ行なわれたものとみなして成人病手術給付金を支払います。
- 8 被保険者が、成人病放射線治療給付金の支払事由に該当する2以上の放射線治療を同日に受けたときは、いずれか1つの放射線治療についてのみ成人病放射線治療給付金を支払います。
 - 9 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した成人病を直接の原因として、入院した場合または手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術もしくは放射線治療を受けたときは、その入院、手術または放射線治療は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - 10 この特約の給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。
 - 11 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病していた成人病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に、入院した場合または手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその成人病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その成人病はこの特約の責任開始期以後に発病したものと取り扱います。ただし、その成人病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその成人病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

(給付金の支払限度)

第4条 この特約による成人病入院給付金の支払日数（成人病入院給付金を支払う日数。以下同じ。）の限度は、次のとおりとします。

- (1) 1回の入院についての支払限度は、支払日数120日とします。
- (2) 通算支払限度は、支払日数1,095日とします。

(特約保険料の払込免除)

第5条 この特約の保険料の払込免除については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

(給付金の請求手続、支払の時期および場所)

第6条 契約者または給付金の受取人は、給付金の支払事由（第3条）が発生したことを知った場合には、すみやかに会社に通知してください。

- 2 支払事由が生じた給付金の受取人は、遅滞なく別表8に定める必要書類を会社に提出して、給付金を請求してください。
- 3 主約款の給付金等の支払の時期および場所に関する規定は、この特約による給付金の支払の場合に準用します。

3 告知義務および特約の解除

(告知義務)

第7条 この特約の締結または復活の際、支払事由および保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して会社所定の書面で質問した事項について、契約者または被保険者はその書面によって告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第8条 契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

- 2 会社は、この特約の給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。
- 3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約の給付金の支払または保険料の払込免除をしません。また、すでに給付金の支払を行っていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 4 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除をします。
- 5 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。
- 6 本条の規定によってこの特約を解除した場合に第17条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。
- 7 会社は、次のいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除を行なうことができません。
 - (1) 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。

- (2) 会社のために保険契約締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、前条の告知の際に、契約者または被保険者がその告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 保険媒介者が、前条の告知の際に、契約者または被保険者に対し、事実を告げないか、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (4) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき。
 - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき。
- 8 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為によらなかったとしても契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第9条 会社は、次のいずれかの事由（重大事由）が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取る目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (5) 主契約に付加されている特約または他の保険契約（契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、この特約の給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。
- 3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除事由によるこの特約の給付金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号アからオまでに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除をしません。また、この場合に、すでに給付金の支払を行っていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 4 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定によってこの特約を解除した場合に第17条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。

4 保険料の払込

(特約保険料の払込)

第10条 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一括払の場合も同様とします。

- 2 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。

(払込期月中または猶予期間中に保険事故が発生した場合)

第11条 保険料が払い込まれないまま、その払込期月中の契約応当日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の給付金の支払事由（第3条）が発生した場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、契約者は、その未払込保険料を猶予期間の満了する日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金を支払いません。

- 2 保険料が払い込まれないまま、その払込期月中の契約応当日以後猶予期間の満了する日までに保険料の払込免除事由（第5条）が発生した場合には、契約者は、猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保

険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

(特約の失効・消滅)

第12条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、契約者は、第17条の払戻金があるときはこれを請求することができます。

2 次のいずれかに該当した場合、この特約は消滅します。

(1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(2) 第4条に定める成人病入院給付金の支払日数が通算して1,095日に達したとき。この場合には、保険証券に表示します。

3 前項第1号の規定によってこの特約が消滅した場合に第17条の払戻金があるときは、会社は、その払戻金を契約者に支払います。ただし、被保険者の死亡によりこの特約の払戻金を支払う場合で、主契約において死亡時払戻金受取人が指定されているときは、その受取人に支払います。

(特約の復活)

第13条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。

2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

5 特約の更新

(特約の更新)

第14条 この特約の保険期間が満了した場合で主契約を更新する際に、契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約も同時に更新して継続されます。ただし、更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合は、この特約の更新を取り扱いません。

2 前項の規定によってこの特約が更新された場合、第3条（給付金の支払）、第4条（給付金の支払限度）、第5条（特約保険料の払込免除）および第8条（告知義務違反による解除）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

3 第1項ただし書の規定によりこの特約が更新されないときは、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用し、この特約と他の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

6 社員配当金

(社員配当金)

第15条 この特約に対する社員配当金はありません。

7 特約の解約および払戻金

(特約の解約)

第16条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求することができます。

2 前項の場合、会社は、第17条の払戻金があるときはこれを契約者に支払います。

3 この特約が解約された場合には、保険証券に表示します。

(特約の払戻金)

第17条 払戻金は、保険料払込期間中のときはこの特約の保険料が払い込まれた年月数により、その他のときはその経過年月数によって、会社の定める方法で計算した金額（被保険者の死亡により払戻金を支払う場合には、会社の定める方法で計算した責任準備金相当額）とします。

2 この特約を5年ごと配当付終身医療保険(09)に付加した場合は、前項の規定にかかわらず、この特約の払戻金はありません。

3 本条の払戻金の支払については、主約款に定める給付金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

8 特約の内容の変更・その他

(成人病入院給付金日額の減額)

第18条 契約者は、いつでも別表8に定める必要書類を会社に提出して、将来に向かってこの特約の成人病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の成人病入院給付金日額が会社の定めた金額に満たないときは、本条の取扱をしません。

2 前項の場合、減額分については、この特約を解約したものとして取り扱います。

3 成人病入院給付金日額を減額した場合には、保険証券に表示します。

(法令の改正等に伴う成人病手術給付金等の支払事由の変更)

第19条 会社は、成人病手術給付金または成人病放射線治療給付金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、成人病手術給付金または成人病放射線治療給付金の支払事由に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、成人病手術給付金または成人病放射線治療給付金の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度（別表6）等の改正
- (2) 医療技術の変化

2 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めの日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。

3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。ただし、公的医療保険制度を改正する法令の公布時期等やむを得ない理由により支払事由の変更日の2ヵ月前までに通知することが困難な場合には、支払事由の変更日までに通知するものとします。

4 前項の通知を受けた契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、次のいずれかの方法を指定してください。

- (1) 支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法

5 前項の指定がなされないまま、支払事由の変更日が到来したときは、契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

(主契約が終身医療保険契約に変更された場合)

第20条 この特約が付加された主契約が5年ごと配当付医療保険(09)の場合で、主契約が終身医療保険契約に変更されるときは、この特約も同時に保険期間が終身の特約へ変更されるものとします。この場合、変更後の特約の成人病入院給付金日額は、変更前のこの特約の成人病入院給付金日額と同額とし、変更後の特約の保険料は、主契約の変更日における被保険者の年齢によって計算します。

2 前項の規定によってこの特約が変更された場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 変更後の特約の責任開始の日は主契約の変更日とし、変更前のこの特約は、変更後の特約の責任開始と同時に消滅するものとします。
- (2) 給付金の支払、給付金の支払限度、特約保険料の払込免除および告知義務違反による解除の規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後の特約の保険期間は継続したものとします。
- (3) 変更後の特約には、主契約の変更日現在の特約条項および保険料率が適用されます。

3 主契約の変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合は、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、本条の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を主契約の変更時に付加するものとします。

4 本条の変更が行なわれた場合には、保険証券に表示します。

(契約内容の登録)

第21条 会社は、契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 入院給付金の種類
- (3) 入院給付金の日額
- (4) 契約日（復活または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下、第2項において同じとします。）
- (5) 当会社名

2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復帰、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について

て照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

(管轄裁判所)

第22条 この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

9 特 則

(特別条件特則)

第24条 この特則は、この特約を主契約に付加する際に被保険者の健康状態、既往症等が会社の定める基準に適合しない場合に適用し、次の方法の一つまたはそれらを併用した特別条件を付けます。

(1) 特別保険料領収法

この方法による場合には、被保険者の実際の年齢に基づいて計算された普通保険料に会社の定める一定金額の特別保険料を加えた金額をこの特約の保険料とします。この場合、第17条の払戻金は、普通保険料に特別保険料を加えた保険料に基づいて計算します。

(2) 特定部位不担保法

この方法による場合には、会社がこの特約の締結の際に定めた特定部位不担保期間中に、別表9に定める身体部位のうち、会社がこの特約の締結の際に指定した部位に給付金の支払事由（第3条）が発生した場合、会社は、第3条の規定にかかわらず給付金を支払いません（被保険者が不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして第3条の規定を適用します。）。

(3) 給付金削減支払法

この方法による場合には、会社がこの特約の締結の際に定めた給付金削減期間中に、給付金の支払事由が発生した場合、会社は、成人病入院給付金日額を半額に削減した金額を基準として給付金を支払います（成人病入院給付金については、削減期間中の入院日数についてこの取扱をします。）。

2 前項の規定によりこの特約に特別条件が付けられた場合、第14条に定めるこの特約の更新については、次のとおり取り扱います。

(1) 特別保険料領収法による特別条件が付けられている場合には、第14条の規定にかかわらず、この特約の更新は取り扱いません。

(2) 特定部位不担保法による特別条件が付けられており、かつ、その不担保期間が「全期間」である特約が更新する場合には、更新後の特約にも更新前と同一の特別条件を付けて更新するものとします。

3 第1項の規定によりこの特約に特別条件が付けられた場合には、第20条（主契約が終身医療保険契約に変更された場合）に定めるこの特約の変更は行ないません。ただし、特定部位不担保法（不担保期間が「全期間」のものを除きます。）または給付金削減支払法による特別条件が付けられている場合で、不担保期間または削減期間の経過した特約については、変更を取り扱います。

(特約の中途付加に関する特則)

第25条 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項の規定にかかわらず、主契約の契約日後、契約者から申出があった場合には、会社は、新たにこの特約に対する告知を求め、会社の定める基準に基づいて被保険者の選択を行なったうえ、会社が承諾したときは、この特約を主契約に中途付加することができます。

2 この特約の中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。

(1) 会社は、次のアまたはイに定める時から、中途付加したこの特約上の責任を負います。

ア. 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合

この特約の第1回保険料を受け取った時

イ. 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合

次のいずれか遅い時

(ア) この特約の第1回保険料相当額を受け取った時

(イ) この特約の被保険者に関する告知を受けた時

(2) この特約の保険料は、次のアまたはイに定める日（以下「中途付加基準日」といいます。）における被保険者の年齢、および中途付加基準日からこの特約の保険期間満了の日までの期間に基づいて定めます。

- ア. この特約の責任開始の日の直前の主契約の年単位の契約応当日
 - イ. この特約の責任開始の日と主契約の年単位の契約応当日が一致するときはその応当日
- (3) この特約の第1回保険料の払込に際しては、第10条（特約保険料の払込）第1項の規定は適用しません。
- (4) この特約を中途付加した場合には、この特約に関する次に定める事項を保険証券に表示するものとし、新たな保険証券は発行しません。
- ア. 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
 - イ. 特約の種類
 - ウ. 保険期間
 - エ. 成人病入院給付金日額
 - オ. 保険料
 - カ. 中途付加日
 - キ. 保険証券に表示した年月日

備 考

1. 治療を直接の目的とする入院
「治療を直接の目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、たとえば、治療処置を伴わない人間ドック検査などのための入院は該当しません。
2. 入院日数が1日
入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。なお、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
3. 治療を直接の目的とする手術
「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のための手術をいい、たとえば、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。
4. 同一の成人病
別表1の同一の「成人病の種類」に属する成人病は、すべて「同一の成人病」とします。また、医学上特に関連があるとされる一連の成人病は、病名が異なる場合であっても、これを同一の成人病として取り扱います。
たとえば、
 - ・ 高血圧症とそれに起因する心疾患あるいは脳血管疾患
 - ・ 糖尿病とそれに起因する糖尿病性腎症あるいは糖尿病性網膜症
 - ・ 胃がんとその転移による肝臓がんなどがこれに該当します。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、成人病手術給付金または成人病放射線治療給付金の支払については、患者を収容する施設を有しない診療所で手術または放射線治療を受けた場合、その診療所を含みます。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 手術

1. 成人病手術給付金の対象となる手術

対象となる手術は、次の(1)または(2)に該当する手術とします。

- (1) 別表6に定める公的医療保険制度における医科診療報酬点数表【備考1】(以下この別表4において「医科診療報酬点数表」といいます。)に、手術料の算定対象として列挙されている手術【備考2】。ただし、次に定めるものを除きます。
- ア. 創傷処理
 - イ. 皮膚切開術
 - ウ. デブリードマン
 - エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
 - オ. 抜歯手術
 - カ. 鼻腔粘膜^{くう}焼^{しょう}灼^{しゃく}術(下甲介粘膜^{かこうかい}焼^{しょう}灼^{しゃく}術を含みます。)

- (2) 別表7に定める先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復などの操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
- ア. 歯、義歯または歯内の処置に伴う手術
 - イ. 前(1)のアからカまでに該当するもの。
- なお、「診断および検査を主目的とした診療行為」および「輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為」は、成人病手術給付金の対象となる手術には含まれません。

2. 一連の手術

「一連の手術」とは、前1.に該当する手術のうち、医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。

別表4 備考

【備考1】医科診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

【備考2】医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

別表6に定める公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表【備考3】に手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表【備考1】においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まないものとしします。

【備考3】歯科診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表5 放射線治療

成人病放射線治療給付金の対象となる放射線治療は、次の(1)または(2)に該当する診療行為とします。

- (1) 別表6に定める公的医療保険制度における医科診療報酬点数表【備考1】に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為【備考2】
- (2) 別表7に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法に該当する診療行為

別表5 備考

【備考1】 医科診療報酬点数表

放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

【備考2】 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療

別表6に定める公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表【備考3】に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療については、医科診療報酬点数表【備考1】においても放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療以外は含まないものとします。

【備考3】 歯科診療報酬点数表

放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表7 先進医療

「先進医療」とは、別表6の法律の規定に基づく評価療養のうち、「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」（平成18年 厚生労働省告示第495号）第1条第1号に規定する先進医療（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限る。）をいいます。ただし、手術または放射線治療を受けた時点において、別表6の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっているものは除きます。

別表8 請求書類

| | 項目 | 必要書類 |
|---|-------------------------|--|
| 1 | 成人病入院給付金の支払 (第3条) | (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券 |
| 2 | 成人病手術給付金の支払 (第3条) | (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券 |
| 3 | 成人病放射線治療給付金の支払 (第3条) | (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券 |
| 4 | 払戻金の支払 (第17条) | (1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 |

| | | |
|---|-------------------------|---|
| 5 | 成人病入院給付金日額の減額 (第18条) | (1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 |
| (注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めています。 | | |

別表9 特定部位表

| 身体部位の名称 | |
|---------|---|
| 1 | 眼球および付属器 |
| 2 | 耳（内耳、中耳および外耳を含みます。）および乳様突起 |
| 3 | 鼻（副鼻腔を含みます。） |
| 4 | 口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺 |
| 5 | 甲状腺 |
| 6 | 咽頭および喉頭 |
| 7 | 肺、胸膜、気管および気管支 |
| 8 | 胃および十二指腸（当該部位の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸を含みます。） |
| 9 | 盲腸（虫垂を含みます。） |
| 11 | 直腸および肛門 |
| 12 | 肝、胆嚢および胆管 |
| 13 | 脾 |
| 14 | 腎および尿管 |
| 15 | 膀胱および尿道 |
| 17 | 前立腺 |
| 18 | 乳房（乳腺を含みます。） |
| 19 | 子宮 |
| 20 | 卵巣、卵管および子宮付属器 |
| 27 | 左股関節部 |
| 28 | 右股関節部 |
| 29 | 左上肢（左肩関節部を除きます。） |
| 30 | 右上肢（右肩関節部を除きます。） |
| 31 | 左下肢（左股関節部を除きます。） |
| 32 | 右下肢（右股関節部を除きます。） |
| 50 | 食道 |
| 51 | 小腸および結腸 |
| 52 | 睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢 |
| 53 | 頭蓋骨 |
| 54 | 左肩関節部、鎖骨、肩甲骨 |
| 55 | 右肩関節部、鎖骨、肩甲骨 |
| 56 | 頸部（頸椎、椎間板、関節、筋、腱、神経） |
| 57 | 胸部（胸椎、椎間板、関節、筋、腱、肋骨、胸骨、神経） |
| 58 | 腰部（腰椎、椎間板、関節、筋、腱、神経） |
| 59 | 骨盤（仙骨部および尾骨部、当該神経を含みます。） |
| 60 | 皮膚（頭皮を含みます。） |